

盛岡広域振興局長告示第32号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成30年5月22日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 106号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
盛岡市川目第4地割53番1地先から中野一丁目3番2地先まで	新	A 51.5～11.5 m	m 7,309.0
盛岡市川目第5地割122番23地先から手代森6地割10番56地先まで		B 154.0～12.6	5,816.0
盛岡市手代森6地割10番56地先から7地割34番5地先まで		C 535.6～18.2	311.0
盛岡市川目第4地割53番1地先から中野一丁目3番2地先まで	旧	A 51.5～11.5	7,309.0
盛岡市川目第5地割122番23地先から手代森3地割72番1地先まで		B 154.0～12.6	2,890.0
盛岡市手代森3地割72番1地先から6地割10番56地先まで		C 139.3～15.5	2,926.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 国土交通省東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所並びに盛岡広域振興局土木部
- (2) 期間 平成30年5月22日から同年6月22日まで